

令和5年5月1日

高森町教育委員会

### 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

標記のことについて、高森町教育委員会では以下のとおり定め、各学校へ連絡しました。  
また、感染者である児童生徒等が、差別・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要であることにつきましても、引き続き指導することをお願いしました。

#### 【継続的な対策】

- 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握を行うこと
- 適切な換気の確保を行うこと
- 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行うこと
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導を行うこと

#### 【学校生活での見直し】

- マスク着用は求めない
- 給食時の「黙食」は求めない
- 感染が流行している場合などには、活動場面に応じて以下の措置を一時的に講じる
  - ・「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること
  - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

#### 【感染及び感染疑いの場合】

- (学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(R5.4.28)より抜粋)
- 感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとすること
  - 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること

#### 【相談窓口】

- 学校は校医との連携を十分に図るとともに、担任や養護教諭は保護者対応を丁寧に図ること